

平成27年5月13日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成26年(ネ)第6379号 不当利得返還請求控訴事件

(原審 東京地方裁判所立川支部平成25年(ワ)第3020号)

平成27年2月16日口頭弁論終結

判 決

控 訴 人

同訴訟代理人弁護士

東京都千代田区丸の内二丁目1番1号

佐 藤 大 志

被 控 訴 人

同代表者代表取締役

同訴訟代理人弁護士

ア コ ム 株 式 会 社

木 下 盛 好

木 皿 裕 之

主

文

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、控訴人に対し、633万0861円及びうち445万6940円に対する平成25年12月25日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 訴訟費用は、第1、2審とも、被控訴人の負担とする。
- 4 この判決は、第2項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

(前注) 略称は、原判決の例による。

第1 控訴の趣旨

主文同旨

第2 事案の概要

本件は、控訴人が、貸金業者である被控訴人との間の金銭消費貸借契約に基づき借入金の弁済をしていたところ、利息制限法に従って引き直すと過払金が発生して

おり、かつ、被控訴人はこれについて悪意の受益者であると主張して、被控訴人に対し、不当利得返還請求権に基づき、過払金及びこれに対するその発生日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による同法704条前段所定の利息の支払を求めた事案である。

原審は、控訴人の請求を棄却した。これに対し、控訴人が控訴した。

前提事実及び争点とこれに対する当事者の主張は、次のように補正するほかは、原判決の事実及び理由の第2の2ないし4に記載のとおりであるから、これを引用する。

1 原判決2頁10行目の「①」を削除し、12行目の「取引があった。」を「取引をした。」に改める。

2 原判決2頁17行目から18行目にかけての「(以下、示談書(乙2)による示談を「本件示談」という。)」を「(以下、上記示談書を「本件示談書」といい、これによる示談を「本件示談」という。本件示談書の記載内容は、別紙のとおりである。)」に改める。

3 原判決2頁19行目から20行目にかけての「79万5492円」を「80万5582円」に改める。

4 原判決2頁25行目の末尾の次に「(和解契約の成否)」を加える。

5 原判決3頁8行目の次に行を改めて次のとおり加える。

「継続的金銭消費貸借取引においては、基本契約に付随する合意として過払金充当合意が存在し、貸金の問題と過払金の問題は表裏一体の密接な関係にあるのであるから、本件示談は過払金充当合意を含む取引全体について和解をしたものである。示談書(乙2)の第5項の清算条項には「本契約のローン債務に関し、」との記載がなされているが、これは他の個別貸付等が存在する場合にこれらとの区別を明らかにする目的で念のために記載されているのであり、過払金の問題を排除する趣旨ではない。」

6 原判決3頁12行目から13行目にかけての「負っているが、」の次に「弁

護士もつけておらず，」を加え，15行目の「告げることなく，」の次に「存在しない借入金債務が存在するかのように申し向けて，」を加える。

7 原判決3頁22行目の「示談書（乙2）の内容も，」の次に「その第5項の清算条項には「本契約のローン債務に関し，」との記載がなされていて「本契約に関し，」とは記載されていないのであり，被控訴人が利息債権を放棄して，」を加え，23行目の「被告の原告に対する」を「控訴人の被控訴人に対する過払金返還請求権は合意の対象になっておらず，控訴人の被控訴人に対する」に改める。

8 原判決4頁4行目の「作成当時，」の次に「弁護士をつけておらず，」を加える。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所は，控訴人の被控訴人に対する請求は理由があるものと判断する。その理由は，以下のとおりである。

(1) 和解契約の成否（争点1）について

ア 原判決の事実及び理由の第2の2記載の各事実のほか，証拠（甲6，9，乙1，2）及び弁論の全趣旨によれば，次の事実が認められる。

(ア) 控訴人は，昭和57年7月に最初に金銭を借り入れて以降，被控訴人との間で，原判決別紙計算書のとおり，金銭の借入と返済を繰り返していたが，約定に従った返済が滞りがちとなっていた。

(イ) そうしたところ，平成17年1月18日頃，被控訴人従業員が控訴人に電話をし，現在，控訴人は被控訴人に対し79万5000円余りの債務を負っているが，今後はこれを月1万2000円ずつ支払っていけばよいので，そうするように提案した。この支払条件は，従前の支払条件よりも控訴人にとって穏やかなものであり，控訴人は，返済が楽になるのであればよいと考え，これに同意する旨返答した。

その後，被控訴人から控訴人に合意の内容が記載された本件示談書の用紙が届いたので，控訴人は，被控訴人から電話で指示されていたとおり，これに署名押印して被控訴人に返送し，本件示談が成立した。

(ウ) 上記の時点で、控訴人と被控訴人との間の取引においては、利息制限法に従って引き直し計算をすると、控訴人の被控訴人に対する借入金債務はなく、被控訴人は控訴人に対し、過払金返還債務335万円以上と、これに対する遅延損害金支払債務28万円以上を負っている状態であった（以下「過払金の存在等の事実」という。）。

しかし、被控訴人は、控訴人に対し、過払金の存在等の事実は知らせず、取引履歴の開示もせず、控訴人も、上記過払金の存在等の事実は知らず、被控訴人従業員の説明どおりの債務を負っていると信じていたもので、控訴人と被控訴人は、両者の間の債権債務の存否及びその額については、被控訴人従業員が説明したとおりのもの（本件示談書の第1項に定められているとおりのもの）であると了解していて、そこに疑義や争いは存在しなかった。そして、控訴人は、支払が楽になるのであればよいと考え、本件示談に応じたものであった。

(イ) 本件示談書には、以下のような確認条項が存在する。

① 第1項には、控訴人は、被控訴人に対するローン債務が、残元金分79万5492円、利息分1万7301円の合計81万2793円存在していることを「確認した。」と記載されている。

② 第5項には、「本契約のローン債務に関し、本示談が定める他には、」被控訴人と控訴人との間には、「何らの債権債務のないことを確認する。」と記載されている。

イ(ア) 民法695条によれば、和解は、当事者が互いに譲歩をしてその間に存する争いをやめることを約することによって、その効力を生じる。

しかるに、本件示談書を作成した当時、控訴人と被控訴人は、両者の間の債権債務の存否及びその額について本件示談書の第1項に定められているとおりと理解し、この点に疑義や争いは存在しなかったことは上記ア(ウ)で認定したとおりであるし、両者間の債権債務関係に関し確認を要する不明確な点があったために本件示談を成立させたとの事実や、将来的に両者間の権利関係を巡って争いが生じる可能性

があったために本件示談を成立させたとの事実は、本件全証拠によるも認め難い。

また、本件全証拠によるも、控訴人が本件示談により何らかの譲歩の意思表示をしたとの事実を認めることもできない（かえって、証拠（甲1、6、9、乙2）及び弁論の全趣旨によれば、本件示談には、従前と異なり利息支払の約定はなく、月々の約定弁済額及び遅延損害金の利率は従前のそれよりも控訴人にとって有利となっていることが認められる。）。この点に関し、被控訴人は、控訴人は本件示談により被控訴人から新たな借入れをする権利を放棄するという譲歩をした旨主張するが、本件全証拠によるも、本件示談当時、控訴人と被控訴人との間に、被控訴人の控訴人に対する貸付けを継続するか否かについて争いがあり、その争いをやめるために控訴人が被控訴人に対し、新たな借入れをする権利を放棄したとの事実は認め難い。

以上によれば、本件示談は、控訴人と被控訴人が互いに譲歩をしてその間に存する争いをやめるためになされたものと評価することはできず、これをもって民法上の和解と認めることはできない。

(イ) もっとも、本件示談書には、ローン債務の確認条項や、本件示談書が定めるほかには何らの債権債務のないことを確認する旨の条項が存在することは、上記ア(エ)で認定したとおりであり、これらの確認条項は、控訴人と被控訴人との間に何らかの争いがあり、両者間の債権債務関係を確認する必要が生じたために設けられたものであると理解すれば、本件示談が民法上の和解に該当することを裏付けるものとなりうる。しかし、本件示談書を作成した当時、控訴人と被控訴人の間には、債権債務の存否及びその額の点に疑義や争いは存在しなかったことは上記のとおりであるから、本件示談書におけるローン債務の確認条項は、争いのない債務金額についてその点を改めて確認したにすぎないものと評価することができ、同条項から、本件示談が民法上の和解に該当すると認めることはできない。また、上記の点に疑義や争いがなかったことに照らせば、控訴人が被控訴人に対して何らかの債権を有する可能性があるとの認識は両当事者間に存在しなかったと認められるから、債権

債務のないことの確認条項は、争いが生じうる可能性のある控訴人の被控訴人に対する債権を念頭に置いてのものではなく、定型的な文言として置かれたにすぎないと評価するほかなく、同条項からも、本件示談が民法上の和解に該当すると認めることはできない。したがって、本件示談書における上記各確認条項の存在は、上記(ア)の判断を左右するものとは認め難い。

ウ 以上によれば、本件示談が和解契約に該当することを前提に、和解契約の確定効により、控訴人が被控訴人に対し、過払金の請求をすることができないとする被控訴人の主張は、採用することができない。

(2) 錯誤無効の成否（争点2）について

仮に、本件示談が民法上の和解に該当するとしても、上記(1)ア(イ)、(ウ)の認定事実によれば、控訴人は、過払金の存在等の事実を知らないまま、本件示談書に記載された債務が存在すると誤って認識した上、これを、従前の支払条件と比較して穏やかな支払条件に従って返済していくことは控訴人にとって楽な返済となると認識し、これが動機となって本件示談をしたものと認められるから、控訴人には、本件示談をするに際し、動機の錯誤があったというべきである。そして、上記(1)ア(イ)、(ウ)の認定に係る本件示談成立の経緯に照らせば、控訴人の上記動機は、黙示的に被控訴人に表示されていたと認めるのが相当であり、また、控訴人が、過払金の存在等の事実を知っていたら、上記動機を形成して本件示談を成立させることはしなかったと解するのが合理的であるから、上記動機の錯誤は要素の錯誤に該当するというべきである。したがって、本件示談は錯誤により無効となるから、本件示談により過払金債権が消滅したとの被控訴人の主張には理由がない。

なお、過払金債権が、本件示談の成立により、民法696条に基づき消滅したというのであれば、錯誤無効の成否についても疑義が生じうる。しかし、同条の効力は、和解の前提ないし基礎とされた事項については及ばないところ、上記(1)ア(イ)、(ウ)の認定事実によれば、本件示談については、控訴人の被控訴人に対する借入金債務が存在し、過払金債権は存在しないことが前提となっていたものということがで

きるから、本件示談の成立により、同条に基づき、過払金債権が消滅したということとはできず、同条の存在は、錯誤無効に関する上記判断を左右するものとは認め難い。

(3) 過払金額について

以上を前提として、控訴人と被控訴人との間の取引について利息制限法に従って引き直し計算をすると、原判決別紙計算書のとおりとなり、平成25年12月24日の時点において、被控訴人は、控訴人に対し、過払金445万6940円の返還債務を負っていたものと認められる。また、被控訴人は、これについて悪意の受益者（民法704条前段）と認められるので、原判決別紙計算書のとおり、上記時点において、上記過払金返還債務に係る確定利息187万3921円の支払債務を負っていたものと認められる。

2 よって、控訴人の請求は全て理由があり、控訴人の請求を棄却した原判決は失当であって、本件控訴は理由があるから、原判決を取り消し、控訴人の請求を認容することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第20民事部

裁判長裁判官 山 田 俊 雄

裁判官 内 田 博 久

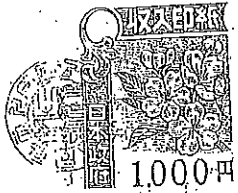
裁判官佐藤美穂は、転補につき、署名押印することができない。

東 京 高 等 裁 判 所

裁判長裁判官 山 田 俊 雄

東京高等裁判所

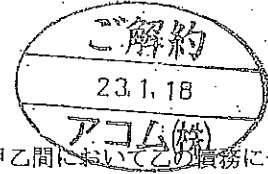
(別紙)



Grid for contract number

示談契約番号 (Contract Negotiation Number)

示談書



アコム株式会社 (新宿アルタ前支店) を甲、() を乙として甲乙間において乙の債務につき、本日、以下のとおり示談が成立した。

- 第1項 乙は、乙の甲に対するローン債務が、下記(1)のとおり存在することを確認した。
- 第2項 乙は、下記(1)の債務のうち下記(2)の弁済金について、下記(3)のとおり、甲方へ持参、下記(4)の口座への送金、あるいは甲の現金自動設備 (ATM) により弁済する。
- 第3項 甲は第1項で確認した債務につき、下記(5)の債権を放棄する。
- 第4項 乙が、第2項の弁済を 1回 以上怠ったときは、催告、その他の手続を要せず、当然期限の利益を失い、第2項に基づく残債務全額に、期限の利益喪失日からの残元金に対する年 14.600% の遅延損害金を付加してただちに弁済するものとする。
- 第5項 本契約のローン債務に関し、本示談が定める他には、甲と乙間には、何らの債権債務のないことを確認する。

(1) 本日現在債務内容

原契約番号		
残元金		795,492 円
本日までの利息		17,301 円
遅延損害金		0 円
合計		812,793 円

(2) 弁済金

残元金		795,492 円
本日までの利息		0 円
遅延損害金		0 円
合計		795,492 円

残元金に対する本示談日の翌日から弁済完了までの利息	<input checked="" type="checkbox"/> 年 0.000%
	<input type="checkbox"/> 年
但し、利息合計上限を金 〃 円とする。	

(3) 弁済方法

<input type="checkbox"/> 一括弁済	弁済日	平成 一 年 一 月 一 日
<input checked="" type="checkbox"/> 分割弁済 (宛 67 回)		
弁済期日	弁済金額 (元利金)	
17 年 2 月 18 日		12,000 円
17 年 3 月 ~ 22 年 7 月	毎月	12,000 円
一年 一 月 ~ 一年 一 月	18	一 円
一年 一 月 ~ 一年 一 月	日	一 円
22 年 8 月 18 日		3,492 円
上記の他に毎年 一 月 と 一 月の弁済期日に 一 円を付加して弁済		
* 弁済期日がアコムの休業日に当たる場合は、翌営業日を弁済期日とする。		

(4) 振込先口座

口座名義	アコム株式会社 新宿アルタ前支店
振込銀行	
口座番号	(普通)

(5) 放棄額

元金	0 円
利息	17,301 円
遅延損害金	0 円
合計	17,301 円

平成 17 年 1 月 18 日

甲. 住所 東京都千代田区丸の内2-1-1 取扱支店 立川支店
 氏名 アコム株式会社 東京都立川市曙町2丁目6-10
 登録番号 関東財務局長(8)第00022号 中村ビル3F
 問合先 電話 03-3341-3553 支店長

乙. 住所
 氏名

これは正本である。

平成27年5月13日

東京高等裁判所第20民事部

裁判所書記官 齋藤光貴

